

各務原市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく適合性判定
等に係る事務処理要綱

(平成29年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(特定建築行為に係る完了検査申請書に添付する図書等)

第3条 法第11条第1項の規定が適用される場合における同項に規定する特定建築行為に係る完了検査の申請（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第1項の規定による検査の申請又は同法第7条の2第1項に規定する検査の申請をいう。）については、建築物エネルギー消費性能適合性判定（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下同じ。）に要した図書及び書類を添えて提出するものとする。ただし、市長に対し建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、次に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下同じ。）の軽微な変更を伴う場合は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第5号（同令第4条の4の2及び第8条の2第13項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えて提出するものとする。ただし、第3号に該当する場合は、当該書類に軽微変更該当証明書（省令第11条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面をいう。以下同じ。）を添えて提出するものとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる計画

(2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更

(3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的

な変更を除く。)

(軽微変更該当証明書)

第4条 軽微変更該当証明書の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明書交付申請書(様式第1号)の正本1通及び副本1通に、それぞれ当該計画に係る法第12条第3項の通知書又はその写し及び省令第1条第1項に規定する図書(変更に係る部分に限る。)を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、軽微変更該当証明書交付申請書を受理し、軽微な変更に該当することを確認した場合は、軽微変更該当証明書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の取下げ)

第5条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者が当該提出を取り下げる場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画取下届(様式第3号)の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。

(是正命令)

第6条 法第14条第1項の規定による命令は、是正命令書(様式第4号)により行うものとする。

(国等への要請)

第7条 法第14条第2項後段の規定による要請は、要請書(様式第5号)により行うものとする。

(特定建築物に係る報告の求め)

第8条 法第17条第1項の規定により報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(一定規模以上の建築物の建築に関する届出等の処理)

第9条 市長は、法第19条第1項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは附則第3条第2項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出(次条及び第15条において「届出」という。)又は法第20条第2項若しくは附則第3条第8項の規定による通知(以下「通知」という。)を受理した場合には、市長が定める台帳に所定の事項を記入するものとする。

(適合通知)

第10条 市長は、法第15条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計

画の写しの送付、届出又は通知を受理した場合において、建築物エネルギー消費性能基準への適合を確認したときは、適合通知書（様式第7号）によりその旨を通知するものとする。

（変更指示）

第11条 市長は、法第15条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写し（法第12条第1項又は第2項の規定が適用される建築物エネルギー消費性能確保計画に係るものに限る。）の送付又は法第19条第1項及び附則第3条第2項の規定による届出を受理した場合において、これらに係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、法第16条第1項、第19条第2項又は附則第3条第3項の規定による指示を行うものとする。

2 前項の指示は、変更指示書（様式第8号）により行うものとする。

（国等への協議）

第12条 市長は、法第15条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写し（法第13条第2項又は第3項の規定が適用される建築物エネルギー消費性能確保計画に係るものに限る。）又は通知を受理した場合において、これらに係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のために必要があると認めるときは、法第16条第3項、第20条第3項又は附則第3条第9項の規定による協議の求めを行うものとする。

2 前項に規定する協議は、協議書（様式第9号）により行うものとする。

（改善命令）

第13条 法第16条第2項、第19条第3項又は附則第3条第4項の規定による命令は、改善命令書（様式第10号）により行うものとする。

（建築物に係る報告の求め）

第14条 法第21条第1項又は附則第3条第10項の規定により報告を求める場合は、報告を求める旨の通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（届出書の督促等）

第15条 市長は、法第19条第1項各号に掲げる行為又は附則第3条第2項前段に規定する特定増改築に係る確認の申請書（建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書をいう。）又は確認審査報告書（建築基準法第6条の2第5項に規定する確認審査報告書をいう。）を受理したときは、届出の有無を確認するものとする。

2 市長は、前項の規定により届出がないことを確認した場合は、速やかに督促書（様式第12号）により届出を求めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（各務原市建築物省エネルギー法関係事務処理要綱の廃止）

2 各務原市建築物省エネルギー法関係事務処理要綱（平成22年3月24日決裁）は、廃止する。

附 則（令和2年3月31日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月6日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（第1面）
軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地

提出者の氏名又は
名称及び代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同令第3条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付文書に記載の事項は、事実と相違ありません。

〈軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定〉

【適合性判定通知書番号】 第 号

【適合性判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合性判定通知書交付者】

【軽微な変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）第2面から第5面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第1第2面から第5面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

軽微変更該当証明書

様

各務原市長

印

下記の申請について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更
に該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日
2. 申請に係る建築物の位置
3. 変更内容
4. 変更前の建築物エネルギー消費性能適合性判定
適合性判定通知書番号 第 号
適合性判定通知書交付年月日 年 月 日
適合性判定通知書交付者

（注意）この証明書は、大切に保存しておいてください。

建築物エネルギー消費性能確保計画取下届

年 月 日

（宛先）各務原市長

提出者住所

氏 名

次の提出を取り下げたいので届け出ます。

1. 提出の種類
2. 提出年月日
3. 提出に係る建築物の位置
4. 取り下げ理由

※受付欄	※決裁欄	※決裁年月日
年 月 日		
第 号		

- 注意
- 1 ※印の欄には記入しないでください。
 - 2 提出者が法人の場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

是正命令書

様

各務原市長

印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第1項の規定により、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じます。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 命ずる措置
4. 是正の期限

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

要 請 書

様

各務原市長

印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第2項後段の規定により、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 要請する措置

第 号
年 月 日

報告を求める旨の通知書
(特定建築行為に係る適合義務)

様

各務原市長

印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第1項の規定により報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法により罰せられることがありますので申し添えます。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 報告を求める内容
4. 報告の期限

適合通知書

様

各務原市長

印

下記による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第3項の規定による送付を受けた写しに記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）若しくは同法第19条第1項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは附則第3条第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出又は同法第20条第2項若しくは附則第3条第8項の規定による通知に記載の建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画は、同法第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

記

1. 届出等年月日
2. 建築物の位置
3. 建築物又はその部分の概要

（注意） この通知書は大切に保存しておいてください。

変更指示書

様

各務原市長

印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第1項、第19条第2項又は附則第3条第3項の規定により、計画の変更その他の必要な措置をとるべきことを指示します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 指示する措置

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

協 議 書

様

各務原市長

印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第3項、第20条第3項又は附則第3条第9項の規定により、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めます。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 協議を求める建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置

改善命令書

様

各務原市長

印

下記の建築物について、 年 月 日付け 第 号により、計画の変更その他の必要な措置をとるべきことを指示しましたが、正当な理由なくその指示に係る措置をとらなかったため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第2項、第19条第3項又は附則第3条第4項の規定により、その指示に係る措置をとるべきことを命じます。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 命ずる措置
4. 改善の期限

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

報告を求める旨の通知書
(建築物の建築に関する届出等)

様

各務原市長

印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第1項又は附則第3条第10項の規定により報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法により罰せられることがありますので申し添えます。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 報告を求める内容
4. 報告の期限

督 促 書

様

各務原市長

印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項又は附則第3条第2項に規定する建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を届け出なければならない行為に該当しますので、届出書を提出してください。届出書の提出を怠った場合は、同法により罰せられることがありますので申し添えます。

なお、既に届出書を提出されている場合は、入れ違いですのでご容赦願います。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 建築確認済証番号等

年 月 日 番号 第 号

連絡先

電話番号

FAX番号